

震災から 10 年を迎えて 市の除染事業を振り返る

市の除染事業は、平成 23 年 9 月より玉野地区で試験的な除染を開始し、その後光陽地区へ仮置場を設置することが決まり、平成 24 年 7 月より本格的な除染を開始しました。

市は、相馬市除染実施計画に基づき、線量が比較的高い地域から低い地域へ、順次除染を実施し、平成 29 年 12 月に、市の除染は全て完了しています。

除染により発生した除去土壌などは、環境省が市内の仮置場から平成 27 年 12 月より中間貯蔵施設へ輸送を開始し、令和 2 年 11 月までに全て搬出しました。

今後は仮置場の原状回復を令和 3 年度までに行い、市の除染事業は全て完了する予定です。

市内での除染期間（平成 23 年 9 月～平成 29 年 12 月完了）

比較的高線量地域での除染

●対象 地上 1m で 1 時間あたり平均 0.23 μ Sv（マイクロシーベルト）以上で除染の同意を得た家屋およびその敷地（店舗・工場など含む）。
※平均が地上 1m で 1 時間あたり 0.23 μ Sv 以下の場合、局所除染を実施。

●除染の方法（面的除染）

▽家屋の除染 屋根・雨どいなどの高圧洗浄、ブラッシング洗浄など

▽敷地の除染 表土除去および客土、高圧洗浄、ブラッシング洗浄（舗装など）

▽家屋の隣接する森林（いぐね）の除染 枝葉の剪定（せんてい）、落葉の除去、除草

比較的低線量地域での除染

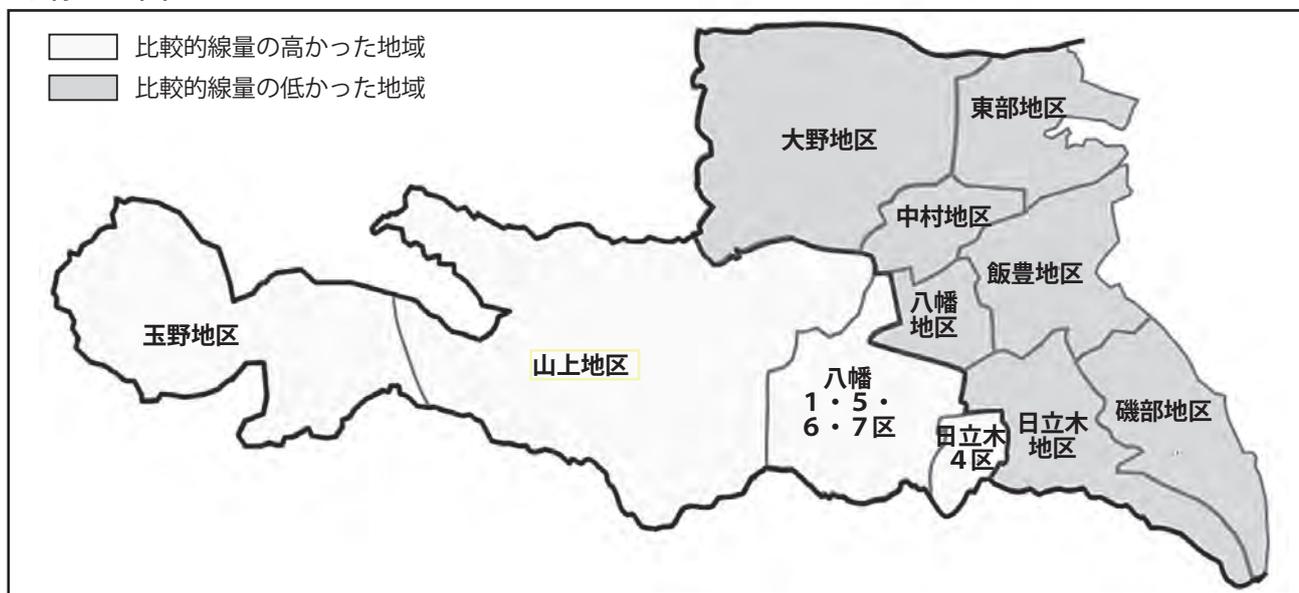
●対象 除染を希望する家屋およびその敷地（店舗・工場など含む）の線量を測定し、測定の結果の地上 1m で 1 時間あたり 0.23 μ Sv 以上で、かつ地上 1cm で 1 時間あたり 1.0 μ Sv 以上の箇所があること。

●除染の方法（局所除染） 特定した箇所を詳細に測定し、除染する範囲を決定。該当箇所の除染方法は、次のとおり。

▽家屋の除染 屋根・雨どいなどの高圧洗浄、ブラッシング洗浄など

▽敷地の除染 表土除去および客土、高圧洗浄、ブラッシング洗浄（舗装など）

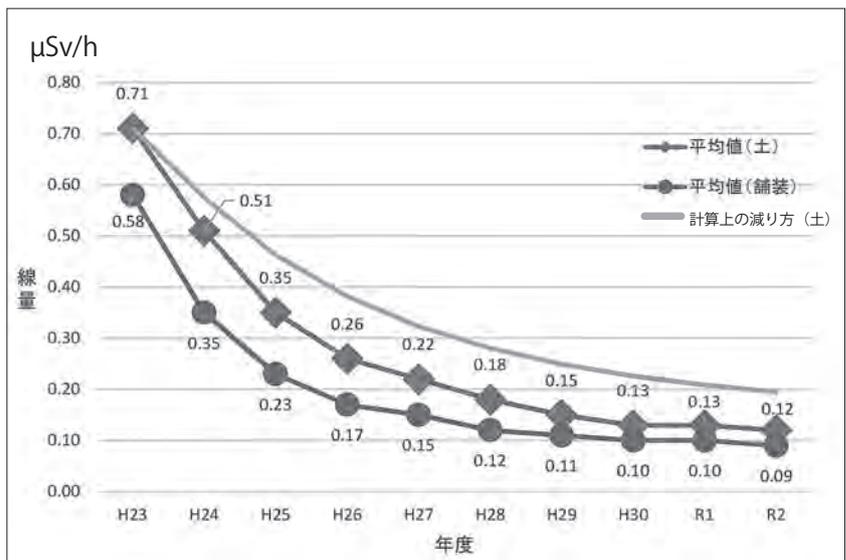
●線量の図



市内の空間線量の推移

空間放射線量メッシュ調査の結果を基に作成した市内空間線量の推移図です。

市内の空間放射線量は、放射性セシウムの物理的半減期による低減と、除染の効果および降雨などの自然環境の影響などにより大きく減少しています。平成22年度に福島県が調査した県内の空間放射線量は0.02~0.14 $\mu\text{Sv/h}$ なので、現在は原発事故以前と同程度になっています。



中間貯蔵施設へ除去土壌などの輸送（平成27年12月～令和2年11月完了）

国は平成27年度に、市の光陽仮置場から中間貯蔵施設へのパイロット輸送（試験輸送）を実施し、平成28年度から本格的な輸送が開始され、令和2年11月24日に完了しました。

●輸送量

▽平成27年度 1,592袋▽平成28年度 2,682袋
▽平成29年度 6,269袋▽平成30年度 13,836袋
▽令和元年度 32,737袋▽令和2年度 14,684袋



◎中間貯蔵施設に搬入された除去土壌などは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社において「中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが国の責務として明記されており、令和27年（2045年）には、この期限を迎えます。

市の今後の取り組み

除染が終了し、事故から10年が経過しても「福島県民が今後、放射線の影響で、がんなどの健康影響が生じたり、次世代に遺伝的影響が生じる」と誤って理解している方が、少なくありません。

市は、このような風評の払しょくや放射線に対する市民の不安を解消するためにも「正しく恐れ、賢く避ける」を基本方針として、小学校での放射能教育や市民向けの出前講座などに取り組んでいきます。



●問い合わせ先 放射能対策室（☎ 37-2270）